

国富町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

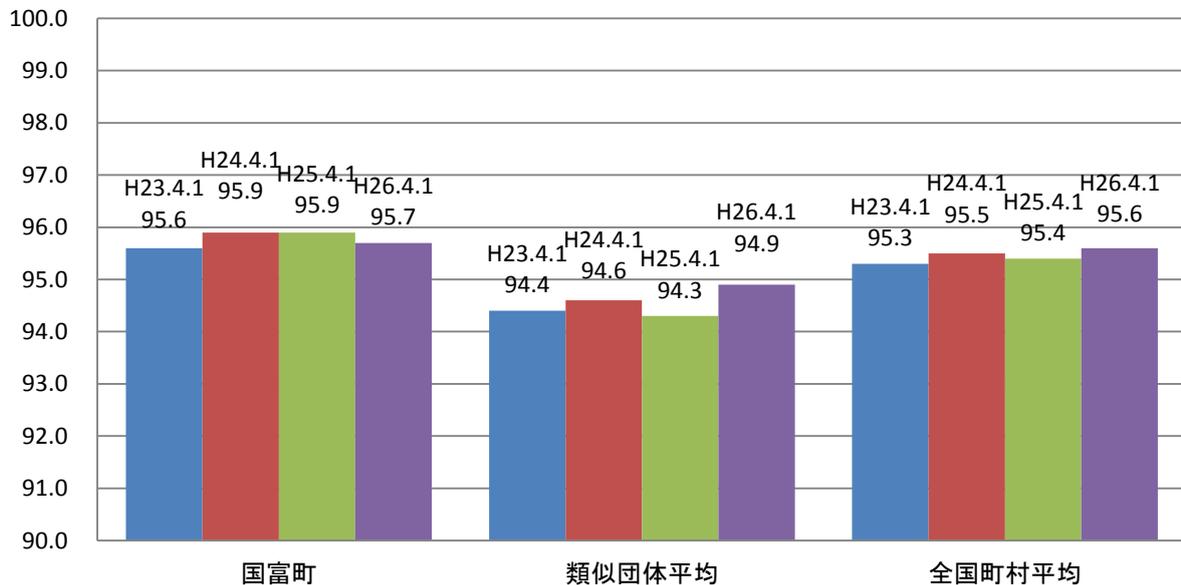
区分	住民基本台帳人口 (平成25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	20,876	8,543,723	407,824	1,170,071	13.7	15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	123	458,301	52,924	172,280	683,505	5,557	5,695

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例方による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成25年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 【人事委員会を設置していないため未記入】

①月例給

区分	人事院勧告の内容				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度 25	円	円	(円 %)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事院勧告の内容				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度 25	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、当分の間経過措置(現給保障)を実施

②地域手当の見直し

本町は地域手当の支給がないため未記入

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
国富町	42.6 歳	318,800 円	350,348 円	342,929 円
宮崎県	43.8 歳	330,477 円	404,421 円	356,813 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	43.8 歳	321,547 円	368,620 円	348,797 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	国 富 町	宮 崎 県	国	
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

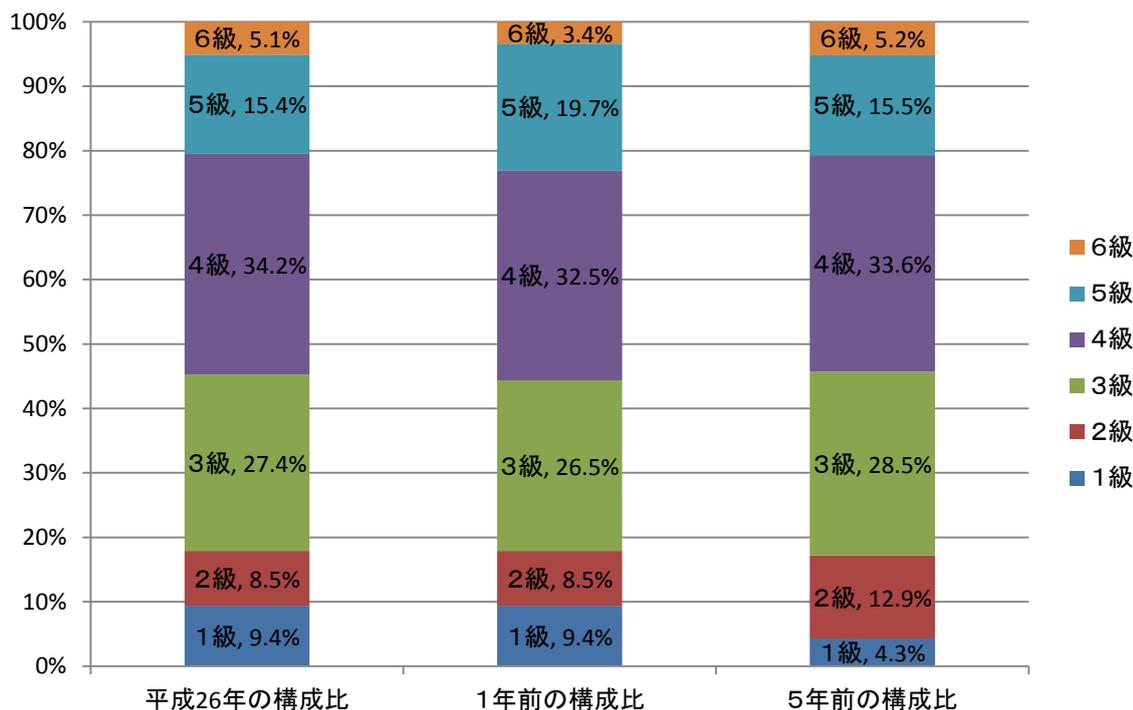
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	250,400 円	350,100 円	369,100 円	392,900 円
	高 校 卒	215,200 円	299,100 円	345,800 円	369,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	11	9.4	135,600 円	243,700 円
2 級	主事	10	8.5	185,800 円	307,800 円
3 級	係長・主査	32	27.4	220,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐・主幹	40	34.2	261,900 円	393,300 円
5 級	課長・課長補佐	18	15.4	289,200 円	405,800 円
6 級	課長	6	5.1	320,600 円	425,200 円

- (注) 1 国富町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

○勤務成績の評定結果、所属長からの内申を考慮

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

国 富 町	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,399 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,397 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

○標準の成績率を反映

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

国 富 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	25,143 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）				1,033 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）				33,335 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）				21.2 %
手当の種類（手当数）				9種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
町税事務手当	町税事務に従事する職員	左記の業務	月額3,000円	
病害虫防除作業手当	有害農業による病害虫防除作業に従事する職員	〃	1日につき500円	
感染症予防等作業手当	感染症予防等の作業に従事する職員	〃	〃	
死体処理手当	死体処理に従事する職員	〃	1体につき3,000円	
結核患者等保護指導手当	結核患者等の保護指導に従事する職員	〃	月額1,500円	
廃棄物処理手当	廃棄物処理業務に従事する職員	1 ごみ処理業務 2 犬又は猫の死体収集業務	1 月額5,000円 2 1体200円	
法華嶽公園管理手当	法華嶽公園管理事務所に従事する職員	左記の業務	月額4,000円	
地籍調査手当	地籍調査に従事する職員	〃	月額3,000円	
下水道業務手当	下水道業務に従事する職員	〃	月額3,500円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	16,326 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	130 千円
支給実績（24年度決算）	17,522 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	143 千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に1人当たり5,000円~13,000円を支給	同		17,322 千円	237,288 円
住居手当	借家・間借り月額27,000円まで支給	同		6,290 千円	232,963 円
通勤手当	通勤に要する費用を支給	同		2,803 千円	34,183 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に給料月額10%を支給			6,878 千円	491,286 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市区町村長	722,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 841,000 円 / 640,000 円	
	副 町 長	579,000 円 ()	684,000 円 / 542,700 円	
	議 長	321,000 円 ()	332,000 円 / 286,000 円	
	副 議 長	257,000 円 ()	291,000 円 / 227,000 円	
	議 員	232,000 円 ()	275,000 円 / 181,000 円	
	期 末 手 当	市区町村長 副 町 長	(25年度支給割合) 2.95 月分	
議 長 副 議 長 議 員		(25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	722,000円×在職月数×0.417 579,000円×在職月数×0.248	14,452 千円 6,892 千円	任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

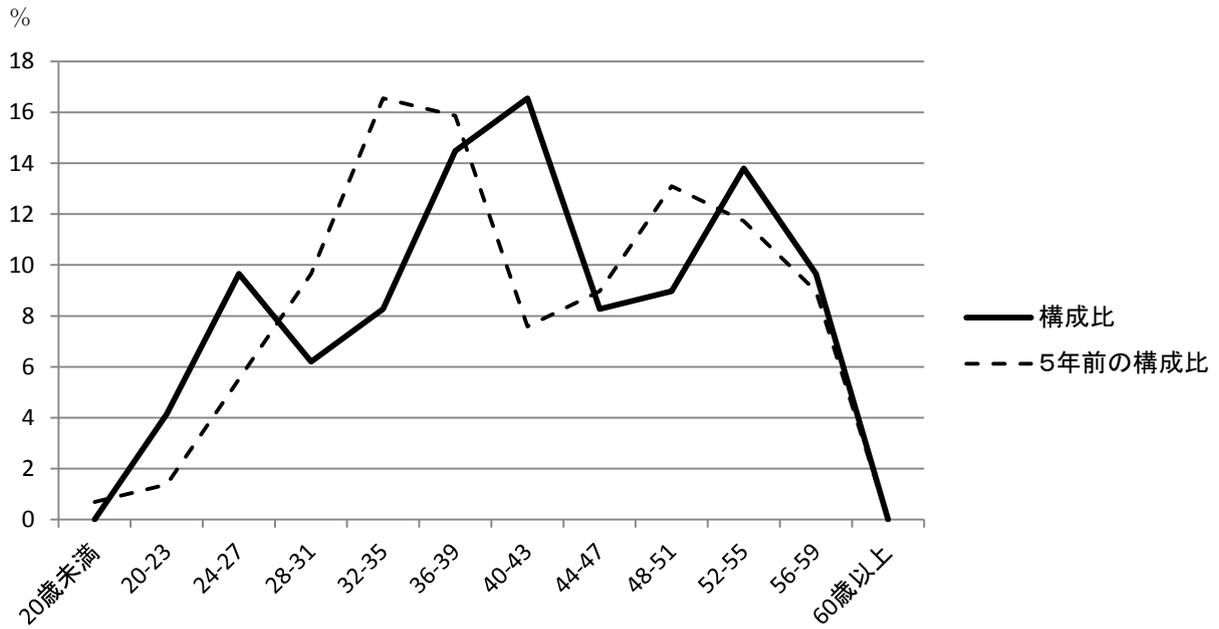
(各年4月1日現在)

分	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		東日本大震災派遣、県派遣、業務の増 東日本大震災派遣
		総務	28	31	3	
		税務	11	10	△ 1	
		農水	23	23		
商工		3	2	△ 1	観光関係職員の減	
土木		13	13			
民生		14	14			
衛生		11	11			
	計	106	107	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.87 人)	
	教育部門	17	16	△ 1	図書館係を社会文化係に統合	
	小 計	123	123		<参考> 人口1万人当たり職員数 59.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.07 人)	
公営 企会 業計 等部 門		水道	7	7		県派遣
		下水道	4	4		
		その他	12	11	△ 1	
		小 計	23	22	△ 1	
合 計		146	145	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.54 人	
		[156]	[156]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	14人	9人	12人	21人	24人	12人	13人	20人	14人	0人	145人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政職	職員数	105	104	104	104	106	107	2	(1.90%)
教育	職員数	17	17	17	17	17	16	△1	(△5.88%)
普通会計	職員数	122	121	121	121	123	123	1	(0.82%)
公営企業会計	職員数	23	23	22	23	23	22	△1	(△4.35%)
総計	職員数	145	144	143	144	146	145	0	(0.00%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	377,812	△ 45,221	30,283	8.02	8.60

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	6	20,844	2,345	7,094	30,283	5,047

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
国 富 町	39.3 歳	289,497 円	404,094 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

国 富 町		国 富 町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,182 千円		1,399 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

国 富 町			国 富 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	25,086 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	25,143 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	252 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	42,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	100.0 %		
手当の種類（手当数）	1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	水道業務に従事する職員	水道業務	月額3,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,188 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	238 千円
支給実績（24年度決算）	883 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	147 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に1人当たり5,000円～13,000円を支給	同		861 千円	215,250 円
住居手当	借家・間借り月額27,000円まで支給	同		240 千円	120,000 円
通勤手当	通勤に要する費用を支給	同		156 千円	31,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に給料月額10%を支給			502 千円	501,660 円